

中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定に当たり、以下に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザル実施要項
- (2) 中野市文書管理コンサルティング業務調達仕様書
- (3) 中野市電子決裁・文書管理システム導入業務調達仕様書

2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定については、中野市電子決裁・文書管理システム導入公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に合わせて公表する。

3 参加資格の確認

中野市（以下「市」という。）は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

4 企画提案に係る一次審査の実施

提出された「提案書」及び「システム機能要件一覧」の内容による一次審査を次のとおり行う。

(1) 一次審査の方法

提案書及びシステム機能要件一覧により「提案書評価」を行う。

システム機能要件一覧により「システム機能要件評価」を行う。

(2) 期日

令和4年9月20日（火）及び21日（水）

(3) 一次審査結果通知

一次審査の審査結果及び二次審査の詳細について、企画提案者に通知する。なお、3者を超える提案があった場合は、一次審査の評価点の上位3者を一次審査通過者として選定する。

5 企画提案に係る二次審査の実施

企画提案者による「プレゼンテーション」及び「見積総括（内訳）書」の内容による二次審査を次のとおり行う。

(1) 二次審査の方法

企画提案者によるプレゼンテーションにより「企画提案評価」を行う。

見積総括（内訳）書による「提案価格評価」を行う。

- (2) 期日
令和4年9月30日（金）
- (3) 時間
各企画提案者に別途通知する。
- (4) 会場
中野市三好町一丁目3番19号
中野市役所（詳細は別途通知する。）
- (5) 出席者
プレゼンテーション参加者は次のとおりとする。
・本事業のプロジェクト責任者 1名
・その他補助要員 4名以内
- (6) 時間配分
提案説明 40分以内
質疑 10分程度
- (7) 企画提案評価（プレゼンテーション評価）に関する留意事項
企画提案者は、提案事業者名及び提案価格を公表してはならない。また、提出済の提案書と異なる説明及び追加資料の配布は認めない。なお、企画提案者は、市が所有する大型ディスプレイへの画面投影（HDMIケーブルも貸出対応）を行うこととし、その他必要な機材については、企画提案者において用意すること。
- (8) 提案価格評価（見積総括（内訳）書評価）に関する留意事項
提案価格の開示については、企画提案評価の全工程終了後に行う。
- (9) その他
二次審査は、非公開とする。

6 評価点

審査委員会は、一次審査及び二次審査の内容から評価点を算定する。

配点及び評価項目は下表のとおりとする。

評価項目			配点
一次審査	提案書評価	共通事項	35
		文書管理コンサルティング	30
		電子決裁・文書管理システム導入	35
	システム機能要件評価	電子決裁・文書管理システムの機能	100
二次審査	企画提案評価	共通事項	70
		文書管理コンサルティング	40
		電子決裁・文書管理システム導入	60
		特定テーマに対する提案	80
	提案価格評価	提案価格	50

7 評価方法及び手順

(1) 提案書評価

- ア 評価基準に基づき、審査委員が評価を行う。
- イ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均とする。
- ウ 業務の確実な履行を確保するため、提案書評価の評価項目に0点の項目がある場合は失格とする場合がある。

(2) システム機能要件評価

- ア 企画提案者が記入した「システム機能要件一覧」の回答内容により減点方式で評価を行う。
- イ 評価点は、企画提案者ごとに配点100点から回答内容に応じた減点分を除いたものを評価点とする。

(3) 企画提案評価

- ア 評価基準に基づき、審査委員が評価を行う。
- イ 各項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均とする。
- ウ 業務の確実な履行を確保するため、提案書評価の評価項目に0点の項目がある場合は失格とする場合がある。

(4) 提案価格評価

- ア 企画提案者の提案価格（見積総括（内訳）書）の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により提案価格見積書の金額を確認するものとする。
- イ 次により評価点を算出する。

提案価格評価点 = 配点 × 最低提案価格 / 当該企画提案者の提案価格

なお、比較に用いる提案価格については、特定財源（新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金）充当後の市の実質負担額とする。

(5) 評価点の算定

一次審査（提案書評価及びシステム機能要件評価）と二次審査（企画提案評価及び提案価格評価）の合計を評価点とする。

8 最適候補者及び次点者の選定

- (1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。
- (2) 評価点が同点の場合は、企画提案評価が高い者を上位とする。
- (3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員の協議により選定するものとする。

9 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて、最適候補者及び次点者を決定する。